

(案)

平成 年 月 日

新発田市水道事業

新発田市長 二階堂 馨 様

新発田市水道事業審議会

会長 相澤 順一

水道料金の在り方について (答申)

平成30年7月24日付け水第588号で諮問のありました標記の件につきまして、次のとおり答申いたします。

# 答 申 書

新発田市水道事業審議会

## はじめに

水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする地方公営企業である。水道は、市民生活や企業活動を支える重要な社会基盤の一つであり、常に安心・安全な水道水の安定供給が求められている。

新発田市水道事業は、直近では平成22年6月1日に平均5.15%の料金改定を実施し、この間、組織改編や水道料金等徴収業務委託の実施による職員削減のほか、企業債利息の削減など様々な企業努力により現行料金を維持してきた。

しかし、今後は、給水人口の減少、節水意識の高揚、企業による地下水利用の拡大等により、水需要の増加は見込めない状況にある。

一方、水道水の安定供給に欠くことのできない水道施設の老朽化対策や近年多発する自然災害を教訓とした耐震化対策などが課題となっていることから、今後、建設改良事業の増大が見込まれることや、建設改良事業の主要財源の一つである企業債残高が高水準で推移することも懸念材料である。

現在、新発田市水道局は、「新発田市水道ビジョン」（計画期間：平成28年度～35年度）に基づき、『お客様に信頼され、お客様と共に歩む水道』を経営理念に事業を進めているところであるが、平成30年度策定の財政収支計画では、給水収益の減少や建設改良費の増加等を主な要因として、平成32年度には円滑な事業運営に必要な内部留保資金を維持できなくなると推計されており、費用の削減努力だけでは改善が難しい経営状況にある。

独立採算制を経営原則とする水道事業を持続させていくためには、合理的、能率的な経営を追求することは当然のことであるが、給水収益の安定確保に向け、より適正な水道料金への見直しを行う必要がある。

なお、料金改定に当たっては、企業など大口利用者の使用量の増減が給水収益に大きく影響する料金体系を採用していることから、事業の安定経営と負担の公平性の確保を図りつつも、主に生活用水として使用する一般家庭などの小口利用者が過度な負担増とならないようなバランスで料金を設定する必要があると考える。

以上を踏まえ、本審議会は、安心・安全な水道水の安定供給と水道事業の健全経

営に向けた水道料金の在り方について慎重に審議した結果、次の結論を得た。

## 1 水道料金水準について

### (1) 料金算定方法

拡張期を終え、今後は既存施設の維持・更新が主体となることから、水道サービス水準の維持拡充のために必要な資産維持費を計上し、適正な原価に基づき料金算定することができる「総括原価方式」を採用することは、妥当である。

### (2) 料金算定期間・料金改定率

経済情勢等の変化に対応できるよう料金算定期間を平成31年度から平成34年度までの4年間とし、過度な負担増とならないよう平均改定率を10.40%とすることは、妥当である。

## 2 水道料金体系の見直しについて

### (1) 料金体系(基本料金・水量料金)

公益社団法人日本水道協会が策定した水道料金算定要領では、使用量に関係なく必要な費用である需要家費と固定費を全て基本料金に配賦した場合、基本料金が著しく高額になり、生活水の低廉化という水道料金の原則に反することになるとしており、固定費の一部を水量料金に配賦することが妥当であるとされている。

したがって、「基本料金」・「水量料金」からなる二部料金制は、事業経営の安定性や負担の公平性を図る観点から、今後も継続していく必要があることは明らかである。

### (2) 基本水量

現在、25mm口径以下に付与している基本水量は、公衆衛生の向上を図る観点から、最低限必要な水量の使用を促進し、水道料金の低廉化にも大きな役割を果たしてきた。しかし、水道普及率が99%にまで達した現在では、所期の目的を達成できたと考えられることから、料金の激変を招かないよう徐々に解消していくことが望ましいと考える。

なお、25mm口径については、使用実態を鑑み、これまで付与していた基本水量を全廃することは、妥当である。

### (3) 水量区画・水量料金

水道料金算定要領では、水量1m<sup>3</sup>当たりの単価については、使用水量の多寡にかかわらず均一であるべきという考え方から均一料金制を原則としているが、現在、当市では生活水の低廉化などを考慮し逡増制を採用していることから、激変緩和のための経過措置を講じ、段階的に水量区画を減少させることは、適当である。

また、逡増制導入の背景には、上述の生活水の低廉化だけでなく、高度経済成長期の高まる水需要に対する抑制を図ることを目的に多くの水道事業体で採用されてきた経緯がある。

しかし、水需要の減少が見込まれる現在においては、大口利用者に高額のコストを課すというこれまでの逡増制の根拠は小さくなりつつあり、大口利用者が負う負担感の増大や地下水処理技術の向上に伴うコストの低下などにより、地下水利用専用水道が増加傾向にあることから、水道水をバックアップ用として使用する大口利用者から適切な維持管理費を回収できていないのが現状である。

このようなことから、負担の公平性と安定的な給水収益確保の観点から、生活水の低廉化に配慮しながらも、大口利用者に負担が偏っている水量料金の逡増度を緩和させることが必要である。

なお、大口利用者に対して、一定の使用水量を超過した場合に低額な単価を適用させる逡減制を採用するなどの水道を利用しやすい仕組みを構築することは、今後の水需要を鑑みれば妥当なものであり、このことは、地下水利用専用水道への転換を抑制させる働きがあると考えられる。

### (4) 用途別料金

これまで用途別料金として、公衆浴場用及び臨時用に設定している水量料金について、現行の水量単価に平均改定率を乗じたものを加えることは、妥当である。

(5) 水道料金表

水道料金表については、以下のとおりとする。

①基本料金(1か月・税抜)

口径	現行		改定後	
13mm	(基本水量)5m <sup>3</sup> まで	1,075円	(基本水量)3m <sup>3</sup> まで	890円
20mm	(基本水量)5m <sup>3</sup> まで	1,680円	(基本水量)3m <sup>3</sup> まで	1,660円
25mm	(基本水量)5m <sup>3</sup> まで	2,220円	(基本水量)なし	2,170円
40mm	(基本水量)なし	4,650円	(基本水量)なし	7,740円
50mm	(基本水量)なし	8,650円	(基本水量)なし	12,820円
75mm	(基本水量)なし	17,800円	(基本水量)なし	29,620円
100mm	(基本水量)なし	28,700円	(基本水量)なし	52,950円

②水量料金(1か月・税抜)

口径・用途	現行(1m <sup>3</sup> につき)		改定後(1m <sup>3</sup> につき)	
13mm	6m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> まで	10円	4m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> まで (25mmに限り)10m <sup>3</sup> まで	88円
	11m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	148円	11m <sup>3</sup> から30m <sup>3</sup> まで	152円
20mm	21m <sup>3</sup> から30m <sup>3</sup> まで	173円		
25mm	31m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	182円	31m <sup>3</sup> 以上	200円
	101m <sup>3</sup> 以上	198円		
40mm	100m <sup>3</sup> まで	182円	2,500m <sup>3</sup> まで	200円
50mm				
75mm	101m <sup>3</sup> 以上	198円	2,501m <sup>3</sup> 以上	176円
100mm				
公衆浴場用	52円		57円	
臨時用	218円		240円	

### 3 その他

#### (1) 水道加入金及び設計審査手数料

水道加入金及び設計審査手数料について、これまでの水道加入者等への公平性確保の観点から据置きとすることは、妥当である。

#### (2) 料金改定実施時期

現在の経営状況から判断すると、平成31年4月から実施することが適切と考えるが、積雪等の理由によって、水道使用量を認定し、後日検針時に水道料金を精算する、いわゆる認定期間中に料金改定を実施すると、使用者に不公平が生じるおそれがあることや、料金改定に対する使用者への十分な周知期間を設けることなどを踏まえ、平成31年6月1日とすることは、妥当である。

### 4 付帯意見

- ・一部の水量区画において原価より低額な単価を設定することは、これまでの経緯や一般使用者に対する生活水の低廉化という点を考慮すると、現段階ではやむを得ないものとする。しかしながら、本来は、地方公営企業として独立採算制を経営原則とする水道事業が、原価より低額な単価を設定する必要はないものとする。

- ・収入規模が年額20億円程度であることにもかかわらず、80億円余りの企業債残高を有している。当然のことながら、企業債は借入金であることから、利息を付して返済していかなければならないものである。企業債が資金調達の手段として有用であることに一定の理解はできるが、最終的には水道料金として水道使用者の負担となるものであることから、更なる企業債残高の縮減に努め、財政基盤の強化を図ることを求める。

- ・料金改定に当たっての財政目標値を現在の全国平均値としているが、他の事業体も同様に料金改定を行えば全国平均値も好転していくため、到達値が自ずと全国平均値より劣ってしまうことに留意が必要である。

- ・料金算定期間の設定を4年としているが、料金改定が短期間で頻繁に行われると、水道使用者に将来への不安を与えるおそれがあることから、水道料金は

できるだけ長期的・安定的に維持されることが望ましい。

・人口減少は、水道事業の経営に直結する問題である。水道水が良質で、水道料金が低廉であることをセールスポイントに「まち」の魅力度を上げ、新発田市への転入や定住を後押しすることによって、給水収益の増加が図れる余地があるのではないか。

・自己資金(更新財源)が足りないことが原因で老朽化した配水管などの水道施設を更新できない事態に陥ることが最も恐れることである。今後の更新需要に見合う料金水準が必要ではないか。

## 5 審議経過

回	開催日	審議内容
第1回	平成30年7月6日	水道料金改定の事前説明 ・水道事業経営の原則 ・水道料金制度における現状と課題 ・水道料金改定の必要性について
第2回	平成30年7月24日	(諮問)水道料金の在り方について (審議)水道料金の改定案について
第3回	平成30年8月30日	(審議)水道料金改定(案)基本方針について
第4回	平成30年10月12日	(審議)答申(案)の確認について



## 6 委員名簿

区 分	氏 名	備 考
第1号委員 (学識経験者)	相 澤 順 一	会 長
	小 林 善 吉	副会長
	高 山 廣 伸	
	藤 井 誠 二	
第2号委員 (水道使用者)	石 川 正 博	
	石 山 正 博	
	菊 池 好 子	
	熊 谷 清	
	小 林 泰 子	
	馬 場 玲 子	

(敬称略)